

すみれ野自治会 回覧・掲示等の対応ガイドライン

1. 目的

すみれ野自治会に対して、回覧・掲示等の要望があった場合、その対応方針の基準を役員会において定めることで、都度の個別判断による対応差異の解消、並びに、自治会役員の負担軽減を目的とする。

2. 対応方針

自治会による回覧・掲示板への掲示を行う場合は、すみれ野自治会規約の目的に適合することを前提とし、広く会員に対して利益となる内容であることを求める。

具体的に、要望者の区分・内容に応じた対応方針を以下表に示す。

【表1】対応方針

要望者の区分	【表2】の項目	対応方針
公共性の高い団体等※1 正会員・準会員（法人） 賛助員※2	すべて該当しない	許可する
	一部でも該当あり	許可しない
	不明確	役員会の意見を踏まえ会長が判断
上記以外	すべて該当しない	役員会の意見を踏まえ会長が判断
	一部でも該当あり	許可しない
	不明確	役員会の意見を踏まえ会長が判断

※1 自治体・警察・消防署・保健所・学校・PTA・社会福祉協議会・他自治会・自治連合会・民生児童委員・地域安全推進委員・市の外郭団体・社会福祉法人・電力/水道/ガス/通信/鉄道等とその工事関係者、地域に古くから根付いている神社仏閣等

※2 賛助員の規定については、別途定める

【表2】回覧・掲示等の対応を行わない事例

項目	具体的な事例
規約・法規・公序良俗に反する場合	<ul style="list-style-type: none"> 自治会規約で規定した会の目的に反する場合。 犯罪・違法行為やそれらを助長する恐れがある場合。 公序良俗に反する内容。 反社会的勢力が関連する恐れがある場合。
広告宣伝・営利目的の場合	<ul style="list-style-type: none"> 商業活動、広告・宣伝など営利目的となる場合。 要望者等の一部の者の利益となりうる場合。 <p>※ただし、以下の場合は該当しない</p> <ol style="list-style-type: none"> 実費相当の費用負担を求めるものであり、商業活動、営利目的でない場合 広く社会福祉への貢献を目的とし、適切に管理運用している実績がある社会福祉団体が主催する物販事業
会員が不利益を被る恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策・衛生管理等が不十分であるなどで、参加した会員に死傷・食中毒・体調不良等の被害が生じる恐れがある場合。 勉強会やイベント、プレゼント等で誘い、勧誘や商品の販売、営業活動、保険やサービス等の加入促進などを行う恐れがある場合。 勉強会やイベント、プレゼント等で誘い、何らかの手段により個人

	情報等を収集し、それらを営業活動に利用したり、外部流出させる恐れがある場合。
会員が不平等感・不公平感・失望を強く感じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の関係者、極端に限られた人数しか参加できないイベント等。 ・一部の人のみが高額な賞品を受け取る可能性があるイベント等。 ・抽選等を実施する場合、その抽選方法が不明瞭であったり、技量等に結果が大きく影響する場合。 ・先着順での決定。(回覧の実施には時間を要するため、先着順は不公平となる)
多くの会員の理解を得られない可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的・宗教的・思想的な団体・組織や、それらとの関連性がある場合。(NPO 法人・市民団体・任意団体等であっても、前記団体・組織と何らか関連性がある場合も含む) ・前記団体・組織等への勧誘を行う可能性がある場合。 ・政治的・宗教的・思想的なメッセージ等の発信が行われる可能性がある場合。 ・その他、会員の多くから理解を得られない可能性がある場合。
回覧・掲示の実施に問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧や掲示を実施する際に、実施にあたり、何らかの問題の発生が想定しうる場合。
その他の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの会員に有益でない情報、真偽不明の情報、主義主張、他者等を攻撃する内容、悪意のある情報、虚偽・詐欺やそれに似た内容、意味不明な内容、閲覧者が不快と感じる内容、その他問題がある内容。 ・許可時の条件を遵守しない、又は、過去に回覧・掲示内容と異なる行為を実施したり偽装したことがある団体・組織・個人やその関係者。

3. 許可時の条件

許可の判断となった場合、要望者に対しては以下の条件を求める。

(1) 回覧の場合

- ・回覧の場合は、要望者は回覧に必要な部数を、会長が指定した所へ提出すること。
- ・回覧での対応ではなく、自治会メール配信による紹介、自治会 HP 上での掲載、広報誌等の記事として掲載をお願いする必要があることを了解すること。
- ・回覧等の実施のタイミングは当会にて決定することを了解すること。

(2) 掲示板への掲示の場合

- ・掲示板への掲示は原則、要望者が実施すること。
- ・掲示期間は原則3か月以内とし、掲示期間が過ぎれば、速やかに要望者が取り外すこと。
- ・万が一、期間を過ぎて掲示している場合は、当会にて廃棄する可能性があること共に、同一要望者(団体・組織・個人やその他関係者を含む)からの掲示要望については以後許可しない場合があることを了解すること。

4. その他

自治会が発行する広報誌等における会員企業の紹介記事等において、商品の紹介や事業者からのメッセージを掲載する場合、その内容については、本ガイドラインと役員会の意見を踏まえ、会長が判断する。

付則

この役員会内規は、令和6年9月8日から施行する。